委託業務共通仕様書

第１　目的

この仕様書は、道路交通法の規定に基づき、広島県（以下「甲」という。）が各講習業務を、受託者（以下「乙」という。）に委託することに関し、契約書に定めるもののほか必要な事項を定め、もって各講習が適正に行われることを目的とする。

第２　委託業務種別及び仕様（契約期間令和９年１月１日～令和９年３月31日）

１　停止処分者講習業務

「停止処分者講習委託業務仕様書」のとおり。

２　更新時講習業務

「更新時講習委託業務仕様書」のとおり。

第３　講習指導上の留意事項

１　講習指導員等の服装等

講習指導員等の服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員等としてふさわしいものとし、名札を着用すること。

２　講習指導員等の留意事項

(1)　受講者を啓発し、教育することを信条とし、熱意を持って講習に従事すること。

(2)　受講者に対して威圧的な態度で処遇しないこと。

(3)　受講者の挑発等に乗らず、沈着冷静に対応すること。

(4)　受講者が体調不良等で受講できない場合は、適切に対応をするとともに甲に連絡をし、指示を受けること。

(5)　各講習が適正に終了するように講習指導員の配置を適切にすること。

３　講習開始時間の案内及び講習会場等への案内・誘導等

乙は、受講者に対して講習開始時刻の案内及び講習会場等への案内・誘導にあたる者を置くものとし、受講者が講習を受講できない状況等が発生しないようにすること。

第４　個人情報及び機密情報の電子データでの保存の禁止

各委託業務で把握した個人情報及び機密情報については、電子データとして保存しないこと。

第５　実施報告及び履行の確認

１　日報の報告等

乙は、各講習で定められた様式により業務の引き継ぎ又は、日報を甲に報告すること。

２　月報の報告等

乙は、１か月ごとの業務の実績を、各業務の定められた様式により翌月の５日（５日が閉庁日の場合は翌開庁日、３月分は３月 31 日）までに甲に報告するものとし、甲は、速やかに委託業務の履行の確認を行うものとする。

第６　検査等

甲は、必要があると認めたときは、乙に対していつでも報告を求め、又は実地に調査し、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、その報告に係る委託業務が適正に行われたかどうか検査できるものとする。

第７　災害等発生時の措置

災害等発生時には、甲と乙は連携して受講者の避難誘導等に対応すること。

第８　その他

業務の性質上、実施しなければならないもの及び業務の関連性から、甲が必要と判断し指示するものなど本仕様書に記載のない附帯業務についても業務の範囲とする。